保管用

更新時期を迎える東京都指定給水装置工事事業者の皆様へ

書面による更新申請の御案内

◆　指定給水装置工事事業者の指定の有効期限は、水道法第２５条の３の２により**５年**となっています。
　このたび、更新対象となる貴事業者におかれましては、同封の申請書類に必要事項を記載し、下記一覧にあります申請に必要な書類一式を御準備の上、郵送にて御提出ください。

◆　更新に関する手続は、以下のとおりです。

【更新手続の流れ】

更新申請（郵送・窓口）　⇒　手数料支払（納入通知書）　⇒　事業者証の受取り（郵送）

【指定更新の要件】

水道法第２５条の３（指定の基準）を準用し、下記の確認を行います。

① 給水装置工事主任技術者の選任
② 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
③ 水道法第２５条の３第１項第３号のいずれにも該当しない者であること

⇒ ！ **要件を満たさない場合は 更新できません**

【更新の申請に必要な書類】　**※事業者様の控えとして、提出前に各書類の写しを取るようにお願いします**

個人	法人	必要書類	備　考
○	○	**「更新申請書類チェック表」**	チェック欄に✓を入れてください。
○	○	**「【表面】指定給水装置工事事業者指定申請書」（様式第１）**	登記事項証明書（法人）・住民票（個人）等の記載どおりに記入してください。
○	○	**「【裏面】指定給水装置工事事業者指定申請書」（様式第１）**	申請する全ての事業所を記載してください。 ※事業所が１か所のみの場合（本社・本店のみの場合）も記載してください。
○	○	**「機械器具調書」（別表）**	４種類ありますので各１個以上の機械器具を記載してください。 型式もしくは性能欄、数量欄ももれなく記載してください。
○	○	**「誓約書」（様式第２）**	指定申請書の表面の「申請者」欄と同様に漏れなく記載してください。
―	○	**定款の写し（全ページ）**	最新のものを添付してください。 内容が変更されている等、現行と異なる場合は、変更を決議した株主総会議事録（写し）を添付いただくか、現行の定款（写し）を御提出ください。
○	○	選任している給水装置工事主任技術者の**免状（写し）　又は　技術者証（写し）**	選任している主任技術者全員分（申請書の裏面に記載の主任技術者全員分）を添付してください。
△	△	事業所の**賃貸借契約書又は、公共料金等の支払証の写し**	申請する事業所の所在地が登記事項証明書や住民票に記載のない場合に、添付してください。
○	○	**「指定給水装置工事事業者指定更新時確認事項」**	記載できる範囲で御回答ください。
○	○	**「指定給水装置工事事業者証確認書」**	指定番号は同封の「水道法の一部改正に伴う指定給水装置工事事業者制度における更新申請手続の御案内」に記載があります。
△	△	**指定事業者証（旧）（原本）**	更新手続終了後に新しい期限の事業者証を送付いたします。お手元の指定事業者証（旧）は郵送での返納に御協力ください。

⇒ ！ 上記申請書類に不備不足がある場合は受理できない場合があります。

【更新申請手数料】

※上記申請書類の審査完了後、当局より納入通知書を郵送しますので、金融機関窓口でお支払いください。

１件につき　９，４００円

【申請場所】

別紙「電子申請以外の指定更新書類の提出方法について」を御覧ください。

【問合せ先】

東京都水道局給水部給水課（指定事業者担当）
電話（直通）　０３（５３２０）６４３４
〒１６３-８００１　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号　東京都庁第二本庁舎２３階南側

電子申請以外の指定更新書類の提出方法について

1　郵送での御提出

水道局給水部給水課（指定事業者担当）まで御郵送ください。

なお、郵送事故については責任を負いかねます。

＜提出先＞　〒163-8001　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号　東京都庁第二本庁舎 23 階 水道局給水部給水課（指定事業者担当）

2　各窓口での御提出

（１）水道局給水部給水課窓口

更新書類一式を御持参ください。

＜提出先＞　〒163-8001　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号　東京都庁第二本庁舎 23 階 水道局給水部給水課（指定事業者担当） （受付時間）平日８時 30 分から 17 時 15 分まで

（２）多摩水道改革推進本部調整部技術指導課窓口

更新書類一式を御持参ください。

なお、内容に関する説明はできかねます（受付のみ対応）。

＜提出先＞　〒190-0014　東京都立川市緑町６番地の７　多摩水道立川庁舎８階 多摩水道改革推進本部調整部技術指導課（工務担当） （受付時間）平日８時 30 分から 17 時 15 分まで（正午から 13 時までを除く。）

（３）各給水管工事事務所・各サービスステーション窓口

更新書類一式を封筒に封かんし、封筒表面に「給水装置工事事業者　指定更新書類在中」と記載の上、御持参ください。また、窓口に受付整理簿がありますので、必要事項を記入してください。

なお、内容に関する説明はできかねます（受付のみ対応）。

＜提出先＞　次項をご覧ください。

3　提出時の留意点

- 原則、電子申請でのお手続をお願いいたします。
- 更新申請書類の様式については、当局ホームページに掲載しておりますので、郵送又は窓口にて申請する場合は、次のホームページアドレスから様式を取得してください。

 https://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/jigyosha/koji/yoshiki/shitei/
- 受付印を押した申請書類の副本の返送を希望する場合は、提出用の申請書類原本と返送用の申請書類副本の合計２部及び送料分の切手（重さ等により異なりますので、あらかじめ金額の御確認をお願いします。）を貼った返信用封筒を同封してください（受付印を押した副本が不要な場合は、副本及び返信用封筒も不要です。）。ただし、２（１）及び（２）においては、副本を御持参いただければその場で受付印を押してお返しします。

各給水管工事事務所・各サービスステーション窓口

＜給水管工事事務所＞

事業所名	事業所所在地
千代田給水管工事事務所	千代田区内神田二丁目１番12号　千代田合同庁舎２階
港給水管工事事務所	港区三田一丁目３番27号
文京給水管工事事務所	文京区西片二丁目16番23号
豊島給水管工事事務所	豊島区西池袋一丁目７番７号　東京西池袋ビル２階
江東給水管工事事務所	江東区新砂一丁目７番２号
墨田給水管工事事務所	墨田区千歳二丁目２番11号
江戸川給水管工事事務所	江戸川区松江五丁目４番12号
荒川給水管工事事務所	荒川区南千住六丁目40番１号
足立給水管工事事務所	足立区中央本町三丁目８番２号
葛飾給水管工事事務所	葛飾区立石八丁目17番４号
杉並給水管工事事務所	杉並区和泉三丁目８番10号
中野給水管工事事務所	中野区中野一丁目５番７号
新宿給水管工事事務所	新宿区内藤町87番地　四谷区民センター4階
大田給水管工事事務所	大田区平和島一丁目１番２号　平和島ベイオフィス７階
品川給水管工事事務所	品川区西中延一丁目９番10号
世田谷給水管工事事務所	世田谷区太子堂一丁目13番13号
目黒給水管工事事務所	目黒区中町二丁目43番18号
渋谷給水管工事事務所	渋谷区千駄ヶ谷四丁目３番15号　東京都渋谷合同庁舎３階
練馬給水管工事事務所	練馬区中村北一丁目９番４号
板橋給水管工事事務所	板橋区氷川町３番６号
北給水管工事事務所	北区赤羽台三丁目３番21号

（受付時間）平日８時３０分から１７時１５分まで（正午から１３時までを除く。）

＜サービスステーション＞

事業所名	事業所所在地
八王子サービスステーション	八王子市元本郷町四丁目19番１号
立川サービスステーション	立川市緑町６番地の７
青梅サービスステーション	青梅市師岡町一丁目1301番地の10
府中サービスステーション	府中市寿町三丁目４番地の６
調布サービスステーション	調布市国領町七丁目29番地５
町田サービスステーション	町田市木曽東一丁目４番１号
日野サービスステーション	日野市多摩平二丁目７番地の２
あきる野サービスステーション	あきる野市秋川三丁目２番地10
東久留米サービスステーション	東久留米市滝山六丁目１番１号
東大和サービスステーション	東大和市上北台三丁目447番地
多摩サービスステーション	多摩市山王下一丁目17番地

（受付時間）平日８時３０分から１７時１５分まで（正午から１３時までを除く。）

重 要

【組織変更又は合併が生じている場合の更新について】

次に該当する場合は、更新ではなく新規申請や廃止届の手続が必要となる場合があります。

<table>
<tr><th>申請者</th><th>内容</th><th colspan="2">具体例</th><th>届出方法</th></tr>
<tr><td rowspan="2">個人</td><td>法人化</td><td colspan="2">個人⇒法人</td><td>廃止＋新規指定申請
（更新不可）</td></tr>
<tr><td>相続</td><td colspan="2">相続人が事業を継続したとき（個人⇒個人）</td><td>廃止＋新規指定申請
（更新不可）</td></tr>
<tr><td rowspan="6">法人</td><td rowspan="4">組織変更</td><td colspan="2">法人⇒個人</td><td>廃止＋新規指定申請
（更新不可）</td></tr>
<tr><td colspan="2">合同会社・合名会社・合資会社⇒株式会社</td><td>廃止＋新規指定申請
（更新不可）</td></tr>
<tr><td colspan="2">有限会社⇒株式会社</td><td rowspan="2">指定事項変更
⇒更新必要</td></tr>
<tr><td colspan="2">合同会社・合名会社・合資会社間</td></tr>
<tr><td rowspan="4">合併</td><td rowspan="2">指定工事店Ａと
指定工事店Ｂとが
合併</td><td>ＡがＢを吸収合併</td><td>Ａは指定事項変更
⇒更新必要
Ｂは廃止届
（Ｂは更新不可）</td></tr>
<tr><td>新会社Ｃ設立（新設合併）</td><td>ＡＢともに廃止届
Ｃは新規指定申請
（ＡＢＣすべて更新不可）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">会社Ａと
指定工事店Ｂとが
合併</td><td>Ａが指定工事店Ｂを
吸収合併</td><td>Ａは新規指定申請
Ｂは廃止届
（ＡＢともに更新不可）</td></tr>
<tr><td>新会社Ｃ設立（新設合併）</td><td>Ｂは廃止届
Ｃは新規指定申請
（ＢＣともに更新不可）</td></tr>
</table>

※上記事象のいずれかに該当する場合、又は今後発生する可能性がある場合、その他御不明な点がある場合は、事前に、東京都水道局給水部給水課（指定事業者担当）に御連絡ください。

※届出方法は、各水道事業体によって異なる場合がありますので、複数の事業体で指定を受けている事業者は、各水道事業体にお問い合わせください。

記入例

【表　面】

指定給水装置工事事業者指定申請書

申請される日付を記入してください（以下同じ）。

東京都水道局長　殿

〇〇年〇〇月〇〇日

申請者

	フリガナ	カブシキガイシャ　マルマルケンセツ
	氏名又は名称	株式会社　〇〇建設
	郵便番号	〒１６３－８００１
	住所	新宿区西新宿二丁目８番１号
	フリガナ	スイドウ　タロウ
	代表者氏名	水　道　　太　郎
	電話番号	０３－５３２１－１１１１

住民票・登記事項証明書等の記載どおりに記入してください。

水道法第１６条の２第１項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第２５条の２第１項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名		
フリガナ 氏名	フリガナ 氏名	フリガナ 氏名
ﾀﾞｲﾋｮｳﾄﾘｼﾏﾘﾔｸ　ｽｲﾄﾞｳ ﾀﾛｳ 代表取締役　水道太郎 ｶﾝ ｻ ﾔｸ　ｽｲﾄﾞｳ ｻﾌﾞﾛｳ 監査役　水道三郎	ﾄﾘｼﾏﾘﾔｸ　ｽｲﾄﾞｳ ｼﾞﾛｳ 取締役　水道次郎	
事業の範囲	管工事業	
機械器具の名称、性能及び数	「機械器具調書」のとおり	

代表取締役から監査役までの役員全員を記入してください（法人のみ）。

「機械器具調書」に記入してください。

添付書類

①　誓約書（施行規則様式
②　機械器具調書（別表）
③　法人の場合　定款の写
④　選任している主任技術
⑤　指定給水装置工事事業

個人事業主の方は確定申告書等、法人の方は定款又は登記事項証明書の「目的」欄を参考に記入してください。

※登記事項証明書の「目的」欄に、「建設業」、「土木工事業」等ではなく、「管工事業」、「給排水設備工事業」、「水道工事業」といった、**給水装置に関する事業を行うことが明確に確認できる項目が、記載されている必要があります**。

※以下水道局使用欄（記入しない

指定事業者番号	受付	抜者

【裏　面】

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	（株）〇〇建設　神田支店
上記事業所の郵便番号 所在地 電話番号	〒101-〇〇〇〇 千代田区内神田●丁目●番●号 03－5320－×××× 給水装置工事主任技術者免状の交付番号
水道　太郎 水道　次郎	１２３４５ ６７８９０

実際に事業を行っている事業所の名称・所在地等を記入してください（表面の「申請者」と同じでも記入する。）。

「給水装置工事主任技術者免状」又は「給水装置工事主任技術者証」を参考に記入してください。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	（株）〇〇建設　荒川支店
上記事業所の郵便番号 所在地 電話番号	〒116-〇〇〇〇 荒川区南千住■丁目■番■号 03－5320－△△△△ 給水装置工事主任技術者免状の交付番号
水道　三郎 水道　四郎	１１１１１ ２２２２２

上記以外にも事業を行っている支店・営業所がある場合はこの欄に記入してください。

別　表

記入例

機　械　器　具　調　書

〇〇年　〇〇月　〇〇日　現在

種　　類	名　　称	型式、性能	数　量	備　考
管の切断用	金切りのこ	固定式鋸弦	2	
	パイプカッター	ＲＢ－８０－ＣＶ（13～150㎜用）	1	
	パイプ万力		1	
	バリ取り工具		1	
管の加工用	パイプベンダー	1/2～1 1/4 ｲﾝﾁ	2	
	やすり	中目	5	
	パイプねじ切り器	N－100A	2	
接　合　用	トーチランプ	ガスボンベ式	3	
	パイプレンチ	13～100㎜	1	
	スパナ		3	
	電気ヒーター		1	
水圧テストポンプ	テストポンプ	T－50K－P（手動式）	1	

・上記はあくまで参考ですので、これ以外のものでも結構です。
・各「種類」ごとに、最低１つ以上の機械器具を有することが必要です。
・数量も漏れのないよう記載してください。
・型式、性能も可能な限り記載をお願いします。

（注）「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別に記入すること。

記入例

誓　　約　　書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、
水道法第２５条の３第１項第３号イからへまでの
いずれにも該当しない者であることを誓約します。

次のいずれにも該当しない者であること。
・水道法施行規則第二十条の二に規定する精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
・水道法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者
・給水装置工事に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
・法人であって、その役員のうちに上記のいずれかに該当する者があるもの

申請者
氏名又は名称　　株式会社　〇〇建設
住　　所　　新宿区西新宿二丁目８番１号
代表者氏名　　水　道　　太　郎

指定申請書の表面の「申請者」欄と同じです。

東京都水道局長　殿

記入例

指定給水装置工事事業者　指定更新時確認事項

年　　月　　日

指 定 番 号　　第　△△△△　号
氏名又は名称　　**㈱〇〇建設**
代 表 者 氏 名　　**水道　太郎**

不可の場合は、公表しません（以下、業務内容等の記載欄についても同じ）。

東京都水道局が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去５年以内）

受講年月日（公表：　可　　不可　）

〇〇年　〇〇月　〇〇日　　・　　未受講

（未受講の場合、その理由）※非公表

更新案内にてお知らせしたｅラーニングによる講習もしくは会場での講習を受講した場合は、受講日の日付（受講前の場合は受講予定日）を記入してください。

指定給水装置工事事業者の業務内容

事業所の名称　　：**㈱〇〇建設　神田支店**

上記事業所の所在地：**千代田区内神田●丁目●番●号**

実際に事業を行っている事業所の名称・所在地を記入してください（上部の「氏名又は名称」欄と同じでも記入する。）。指定申請書の裏面と同じです。

休業日、営業時間（修繕対応時間も御記入ください。）

休業日：**土日、祝日、年末年始**　　営業日：**月～金**　　営 業 時 間：**8 時～18 時**

修繕対応時間：**9 時～18 時**

公表：　可　　不可

漏水等修繕対応の可否

（該当部に〇をつけてください。詳細な内

埋設部の修繕　　屋内給水装置の修繕

その他（

公表：　可　　不可

・休業日と営業日に不整合がないか、提出前に必ず御確認ください。
・修繕対応登録事業者として登録のある場合、水道局ホームページの修繕対応登録事業者一覧と不整合がないかご確認ください。

対応工事種別（新設・改造　等）：該当部に〇をつけてください。

配水管からの分岐　～　水道メーター（　新設　　改造　）

水道メーター　　～　宅内給水装置（　新設　　改造　）

公表：　可　　不可

※　公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

前述の事業所以外にも事業を行っている支店・営業所

前述の事業所以外にも事業を行っている支店・営業所等がある場合は、この欄に記入してください。指定申請書の裏面と同じです。

事業所の名称　：**㈱〇〇建設　荒川支店**

上記事業所の所在地：**荒川区南千住■丁目■番■**

休業日、営業時間（修繕対応時間も御記入ください。）

休業日　：**日、祝日、年末年始**　　営業日　：**月～土**　　営 業 時 間　：**9 時～18 時**

修繕対応時間　：**9 時～17 時**

公表：（可）　不可

漏水等修繕対応の可否

（該当部に〇をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です。）

（埋設部の修繕）　屋内給水装置の修繕

その他（　　）

（公表：（可）　不可　）

対応工事種別（新設・改造　等）：該当部に〇をつけてください。

配水管からの分岐　～　水道メーター（　新設　　改造　）

水道メーター　　～　宅内給水装置（（新設）　（改造）　）

（公表：（可）　不可　）

事業所の名称　：

上記事業所の所在地：

休業日、営業時間（修繕対応時間も御記入ください。）

休業日　：　　営業日　：　　営 業 時 間　：

修繕対応時間　：

公表：　可　　不可

漏水等修繕対応の可否

（該当部に〇をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です。）

埋設部の修繕　　屋内給水装置の修繕

その他（　　）

公表：　可　　不可

対応工事種別（新設・改造　等）：該当部に〇をつけてください。

配水管からの分岐　～　水道メーター（　新設　　改造　）

水道メーター　　～　宅内給水装置（　新設　　改造　）

公表：　可　　不可

※　公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去５年以内）

水道法施行規則　第３６条

法第２５条の８に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする（以下抜粋）。

４　給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名（公表対象外）	研修会名、実施団体	受講年月日
東京　一郎	**給水工事技術振興財団　ｅラーニング**	**〇年〇月〇日**
東京　花子	**自社内研修　〇〇に関する業務研修**	**〇年〇月〇日**
上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）		
㊀　不可		

受講した研修会名及び実施団体名を記入する。
※更新案内にてお知らせした水道局実施のｅラーニングによる講習及び会場での講習は記載対象外です。

自社内研修については、研修内容を記載してください。

受講者名は、公表の対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等をしてください。

過去１年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則　第３６条

法第２５条の８に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする（以下抜粋）。

２　配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行す…理設物に変形、破損その他の異常を生じさせる…る技能を有する者を従事させ、又はその…ること。

工事を施行しない場合は□欄にレ点
※業務内容の対応工事種別（２ページ前）と整合性がとれているか御確認ください

□ 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去１年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名（公表対象外）	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか（○×を記入）	資格等を有しているか（○×を記入）		工事年度
			保有している資格等※	
東京　一郎	**○**	**○**	**講習会修了者**	**R3**
東京　花子	**○**	**○**	**検定会合格者**	**R3**
社員Ａ	**○**	**×**		**R2**

上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）

(可)　不可

※以下に示す保有資格等（下線部）を記載してください。

① 分岐穿孔実務経験者確認証

② 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 44 条に規定する配管技能士

③ 職業能力開発促進法第 24 条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者

④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者
（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定）

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等をしてください。

記入例

指定給水装置工事事業者証確認書

下記の記載内容を事業者

指定番号は、同封の「水道法の一部改正に伴う指定給水装置工事事業者制度における更新申請手続の御案内」に記載していますので、御参照ください。

指定番号	第　〇〇〇〇　号
氏名又は名称	㈱〇〇建設
代表者の氏名	水道　太郎　　代表者を　☑表示する。□表示しない。 （※法人の場合のみ記入）

表示しない場合は、以後に法人の代表者変更があっても証の再交付が不要となります。

（注１）　事業者証には、指定番号・氏名又は名称・代表者の氏名・指定年月日・有効期限を表示します。

（注２）　法人の場合は、代表者氏名の表示の有無を選択できますので、「代表者の氏名」欄□に✓を付けてください。

〇次回の指定有効期限が表示された「指定給水装置工事事業者証」は、水道局での更新手続完了後、各事業者様宛てに郵送します。

〇郵送する「指定給水装置工事事業者証」は、各事業者**１枚**です。

〇「指定給水装置工事事業者証」が**複数枚必要**な場合には、次回の指定有効期限が表示された「指定給水装置工事事業者証」がお手元に届いた後、再交付申請を別途、御申請ください（手数料 2,100 円／枚が必要です。）。